

鹿児島県産品新規マーケット開拓支援事業業務委託（台湾南部地域）仕様書

1 委託業務名

鹿児島県産品新規マーケット開拓支援事業業務（台湾南部地域）

2 事業の趣旨

台湾は2024年の日本の日本産農林水産物の輸出先として、米国、香港に次ぐ第3位の重要な市場である。

台湾企業の九州進出や、台湾と本県を繋ぐ直行便の回復により、台湾と鹿児島相互における人・モノの移動が活発化し、台湾は本県にとってより一層重要な市場になることが予想される。

県では、これまで台北や台中において、日本産食材を取り扱うホテルや小売店でのフェアを開催することにより県産品の定番化を図ってきたところであるが、市場性など有望であるものの台湾南部での取組は不十分であり、新たな販路開拓のため、開拓の余地がある台湾南部へも販路拡大の取組が必要である。

令和6年1月22日、県と屏東県がMOUを締結したことにより、相互の農林水産物や特産品の認知度向上及び販路拡大における交流を促進することとなり、台湾南部における新規販路開拓の取組が不可欠である。

3 事業内容

(1) 業務内容：

現地での商品定番化や新規商流・流通ルートの開拓、継続した輸出につながる仕組みづくり等を行う。

※ 輸出商社等が県内事業者と連携し、以下の取組を行うことを想定

輸出可能な県産品の掘り起こし及び新規販路開拓

- (例) ・ ターゲット地域のニーズの把握 販路開拓先のリサーチ
- ・ ターゲット地域への営業活動
- ・ ターゲット地域からのバイヤー招聘
- ・ 新規輸送ルート構築のためのトライアル輸送
- ・ 有力な連携先との関係構築

(2) ターゲット地域：台湾南部（高雄・台南・屏東）

(3) 事業対象品目：鹿児島県産品全般

※ 鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品及び工芸品等であること。

4 成果物（事業報告書等）の提出

事業内容の実施概要及び成果がわかる事業報告書を作成し、事業終了後、すみやかに提出すること（データ含む。）

また、県で報告会を実施する場合、協力するものとする。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

6 その他留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たり、成果（目標）数値（例：輸出額、取扱アイテム数、商談・契約数など）の設定を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (7) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。